

意見広告シリーズ(朝日新聞朝刊掲載日)
2013年... ①:4/20 ②:4/21 ③:5/3 ④:5/18 ⑤:4/19 ⑥:6/23
⑦:7/11 ⑧:4/12 ⑨:7/15 ⑩:8/3 ⑪:1-3/9/7 ⑫:10/11 ⑬:12
⑭:10/18 ⑮:11/12 ⑯:14 ⑰:12/18 ⑱:19 ⑲:20
2014年... ⑳:5/3 ㉑:5/23 ㉒:7/11 ㉓:8/27 ㉔:12/8 ㉕:10
㉖:12/9 ㉗:10 ㉘:11 ㉙:12 ㉚:12/13
2015年... ㉛:3/5 ㉜:6 ㉝:3/11 ㉞:4/21

I ① 櫻井龍子 ; ② 金築誠志 ; ③ 岡部喜代子 ;
④ 山浦善樹 ; ⑤ 山崎敏充 の5最高裁判事は、平成26年最高裁大法廷判決(参院選(選挙区))の判決文中で、補足意見として、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題」と記述された。と記述された。

即ち、同5最高裁判事は、

『投票価値の不均衡の下で行われた選挙(即ち、違憲状態の選挙)で選出された議員は、国会の活動をする正統性が無い』旨明確に判断されている。

II 違憲状態選挙で当選した国会議員は、正統性が無い:

- 1 左記Iの5最高裁判事の補足意見に照らせば、違憲状態の選挙で選出された議員は、国会の活動を行う正統性の無い議員でしかない。
2 ところが、現在、国会の活動を行う正統性の無い議員が、憲法改正の国会の発議をするための議論をしている。

3. しかし、そもそも、国会の活動を行う正統性の無い議員は、

憲法改正を発議する
正統性が無い。

III 10名の最高裁判事の、『合理的期間』についての意見:

- 1 上記Iの5最高裁判事は、同判決文中で、補足意見として、上記Iの記述に加え、
「(公職選挙法の平成24年改正法の)附則の前記の定めに従って、平成24年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれる」と記述されている。
2 最高裁の『合理的期間』の法理は、
『投票価値の不均衡の選挙(=違憲状態の選挙)であっても、国会は、その是正のために、立法裁量のための『合理的期間』を有している。
よって、違憲状態の選挙は、『合理的期間』が徒過して初めて、違憲となる』と説く。
しかし、この『合理的期間』の法理は、「選挙は、違憲状態である。しかし、選挙は、合憲である。」と言いくるめる、憲法98条1項(=「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない。」)違反の詭弁(ごまかしの法理)である。
ここでは、【『合理的期間』の法理の詭弁の問題】を措いて議論を進める。
3 上記IとIII1に示す、上記Iの5最高裁判事の補足意見の各記述に照らし、上記Iの5最高裁判事は、

であることを知った時(平成24年最高裁大法廷判決の判決日=平成24年10月17日)から平成28年7月某日(次回の参院選の投票日。)迄の約3年9ヵ月を、『合理的期間』と解している』と解される。

- 4 よって、上記Iの5最高裁判事は、衆院選でも、参院選の場合と同様、
『合理的期間』は約3年9ヵ月、と判断されるであろう、と合理的に推察される。
その理由は、衆院選に関する『合理的期間』が、参院選に関する『合理的期間』より、長くなければならない、という合理的理由が、無いからである。

- 5 ところで、最高裁(大法廷)は、平成23年3月23日に、既に
【『1人別枠方式を含む選挙区割りの選挙は、違憲状態である』旨の違憲状態判決】を言渡している。
そして、同判決日(平成23年3月23日)から本件選挙日(平成26年12月14日)迄、既に、約3年9ヵ月が経過している。
よって、上記Iの5名の判事は、合理的に見て、
【『合理的期間』は、徒過済である。よって、平成26年12月衆院選(小選挙区)は、違憲である】と判断するであろうと、推察される。

- 6 15名の最高裁判事(定員)の中、大谷、大橋、木内、鬼丸、山本の5判事は、下記(1)~(3)のとおり、既に、平成25年最高裁大法廷判決又は平成26年最高裁大法廷判決で、
『選挙は、違憲である』との反対意見を記述されている。
(1) 大谷剛彦、大橋正春、木内道祥の3最高裁

判事は、平成25年大法廷判決で、既に『平成24年12月16日の衆院選(小選挙区)は、『合理的期間』を徒過しており、『違憲』である』との反対意見を記述されている。

- (2) 鬼丸かおる最高裁判事は、既に、平成26年最高裁大法廷判決で、

『平成25年7月参院選挙は、『合理的期間』を徒過しているので、『違憲』である』との反対意見を記述されている。

- (3) 山本庸幸最高裁判事は、既に、平成26年最高裁大法廷判決で、

『平成25年7月参院選挙は、『違憲・無効』である』との反対意見を記述されている。

- 7 最高裁大法廷判決は、15名の最高裁判事(定員)の多数決で、決せられる。

文責者は、

『左記6の5判事(①大谷、②大橋、③木内、④鬼丸、⑤山本の各判事)と上記Iの5判事(①櫻井、②金築*、③岡部、④山浦、⑤山崎の各判事)は、

【平成26年12月の衆院選挙は、違憲である】

と判断するであろう』と推察する。*但し、平成27年3月、定年退官された。

上記10名の判事の中のいずれかの判事が、万一、『選挙は、『違憲』である』と判断されないとすると、同判事は、国民に対し、判決文の中で、その理由を説明する【憲法99条に基づく説明義務】を負うことになる(憲法99条<裁判官の憲法遵守・擁護義務>)。以上

文責者・升永英俊 弁護士、久保利英明 弁護士 日比谷パーク法律事務所 代表、伊藤真 弁護士 伊藤塾 塾長

あなたの選挙権が何票の価値かチェックしてしましよう。http://www.ippyo.org/



一人一票 検索



お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221 合わせ EmailとFaxのみで受付けております。連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議